

平成29年度

新宿区社会福祉協議会

地域ささえあい活動助成金

～ 助成金申込の手引き ～



つなぐ・
育む社協へ

問合せ先：社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

◇法人経営課・助成金担当

〒 169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

TEL 03-5273-2941 (月～金 8時30分から17時まで)

FAX 03-5273-3082 ※土・日・祝日は除きます。

ホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp>

E-mail houjin@shinjuku-shakyo.jp



SHINJUKU
social welfare conference

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

地域ささえあい活動助成金は、赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい運動募金を財源としています。



更新：平成29年1月

1. 助成金制度の目的

この助成金制度は、地域共有の暮らしの課題を住民が主体となって解決をめざす取り組みや、ハンディキャップをもつ方々が地域で安心して暮らしていくために取り組まれる活動等を支援し、地域福祉の向上を図っていくことを目的としています。

このような主旨から、助成金の財源には毎年多くの区民等からお寄せいただいた赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金を活用させていただいています。

2. 助成対象団体

- (1) 新宿区社会福祉協議会（以下「新宿社協」という。）の会員であること。※
 - (2) 主として区内で区民を対象とした取り組みを行う社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意団体、広域団体等であること。
 - (3) 申請した事業を計画的に遂行できること。
- ※ 営利、政治、思想及び宗教活動を目的とする団体及び反社会的勢力と関係のある団体は、いかなる場合も申請の対象とはなりません。

3. 助成対象となる事業

助成を受けることで、事業効果が十分に発揮できるものを対象にします。（4 頁参照）

4. 助成対象とならない経費

管理運営費、機関紙等定期刊行物、飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費は対象となりません。ただし、地域行事や、サロンの運営費等例外もあります。

詳細は別途用意しているガイドラインでご確認いただくか、新宿社協法人経営課助成金担当までお問い合わせください。

- (例) ● 打ち合わせや宿泊の際の飲食費
● 通常の運営時に必要な人件費や消耗品費等

- ただし ★ 地域での交流事業の際の不特定多数を対象とした食材費
★ 高齢者等を対象としたサロン活動の運営費

（個人宅でのサロンの場合、活動分の光熱水費・電話料金の金額が明確なもののみ含む）などは対象となります。

5. 申請の受付期間と事業の対象期間

期	申請期間 ※1	審査委員会	対象となる事業の実施期間 ※2
第1期	平成29年2月1日から2月28日	3月	4月1日以降の事業
第2期	平成29年4月1日から5月31日	6月	7月1日以降の事業
第3期	平成29年7月1日から8月31日	9月	10月1日以降の事業
第4期	平成29年10月1日から11月30日	12月	平成30年1月1日以降の事業

※1 土・日・祝日は除きます。

※2 各期の事業実施期間から平成30年3月31日までの支出が対象です。

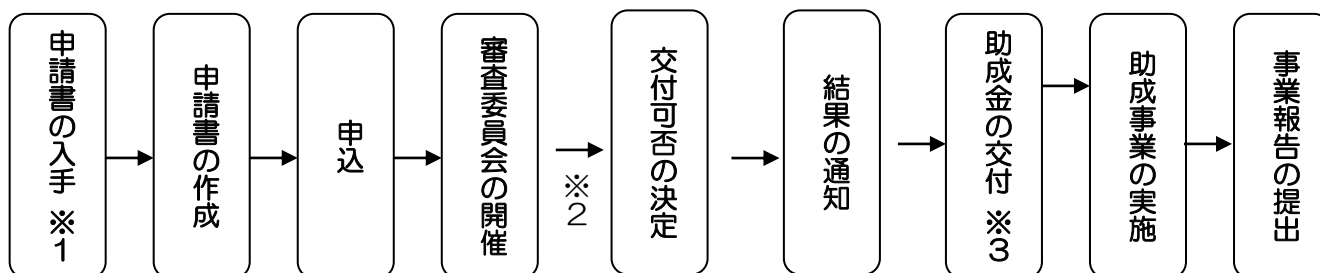
(例) 第2期で交付を受けた場合 → 平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

6. 申請に必要なもの

申請は団体での申請となります。個人ではできません。申請書の他に下記の資料を添付してください。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款・会則または設立趣意書 | (5) 経費見積書類および説明資料 |
| (2) 役員名簿又は会員名簿 | (6) 改修・修理等の場合は図面、写真等 |
| (3) 団体の本年度収支予算書および事業計画書 | (7) その他申請団体の概要がわかる資料 |
| (4) 団体の前年度収支決算書および事業報告書 | |

7. 手続きの流れ



※1 申請書は、新宿社協ホームページからダウンロードが可能です。

※2 審査は外部委員を中心とした新宿社協助成金審査委員会が行います。

※3 助成金の交付は審査委員会の決定後となります。

8. 助成金であることの明示

助成金の財源は毎年多くの区民等からお寄せいただく赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金を活用させていただいています。そのため、助成事業の実施に際しては、その募金を原資とする新宿社協の助成金である旨を必ず明示していただきます。

9. 注意事項

- ★ 以下に該当した場合、原則として、助成金の取消・返還、一部返還を求めます。
 - (1) 虚偽の申請や不正な手段による申請があった場合
 - (2) 申請した事業の全部または一部を実施しなかった場合
 - (3) 申請内容と異なる事業への使用や申請時と異なる用途で使用した場合
- ★ 助成金は、申請内容を検討し審査決定しているため、交付決定後の事業内容の変更は原則としてできません。ただし、変更届の提出があれば申請内容の変更について再度審査します。やむを得ない事情により、交付決定を受けた事業を中止または、変更等を行う場合は、必ず事前に新宿社協まで報告願います。
- ★ 申請の際は事前連絡の上、申請書を新宿社協窓口までご持参ください。原則として、助成金担当と面談の上での申請受付となります。
- ★ 助成金交付事業の実績については、原則として新宿社協事業報告書、ホームページ、募金協力団体向けチラシ等で公開されます。
- ★ この助成金で、整備した物件（1点の価格が10万円以上の構造物・設備・備品等）について、整備後5年間は、原則として物件の処分は禁止です。
- ★ この助成金は、赤い羽根共同募金、歳末・地域たすけあい募金を主な財源としておりますので、助成を受けた場合、東京都共同募金会のホームページ及び事業報告書等でも公開されます。
- ★ 事業終了後は、必ず翌月の末日までに事業報告書をご提出ください。

10. 助成金の種別と助成対象事業

種別 番号	助成種別	具体的内容	助成割合	上限	備考
1	団体による当事者活動を支援する事業	研修合宿、体験学習、啓発活動、地域交流活動など	対象経費の2/3	200,000	※1
2	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	対象経費の2/3	200,000	町会を除く
3	団体の周年行事等(地域福祉につながるもの)	5年単位で団体が実施する周年行事のもの	対象経費の2/3	300,000	町会を除く
4	サロン、グループホーム、福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	対象経費の3/4	500,000	
5	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など	対象経費の3/4	200,000	
6	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロンやコミュニケーションフェ等の定例活動など(3年間)	月2回以内(1年目)	40,000	通減が困難な場合には 応相談
			月3回以上(1年目)	60,000	
			2年目	それぞれ 3/4	
			3年目	それぞれ 1/2	
7	町会・自治会による支えあい・助け合い活性化の視点が盛り込まれた事業	見守り、サロン活動、地域まつりなどの町会・自治会における支えあい・助け合い活動等の福祉活動(祭礼を除く) ※2	対象経費の2/3 (同一事業に対しては3年を上限) (見守り活動等にかかる保険料は全額対象)	単独町会 100,000 複数町会 200,000	前年度の募金総額の10%を上限とする

※1 種別番号「1」以外は年1回の申請とする(種別番号「1」は上限まで複数回可能)。

※2 種別番号「7」の事業に伴わない物品の整備等については第4期のみ申請可能。

★ 本手引きの他、地域ささえあい活動助成金交付要綱及びガイドラインをご確認のうえ、お手続きください。

★ 申請書及び報告書の記入や添付書類など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

～助成金を活動される団体・施設のみなさまへ～
地域ささえあい活動助成金の財源となっている共同募金の募集に募金箱の設置などご協力ください。